

入札説明書

1 「入札に関する条件」及び「注意事項」

(1) 業務名称

諫早ターミナル守衛業務

(2) 業務仕様

別添、仕様書のとおり

(3) 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(4) 履行場所

諫早ターミナル（諫早市永昌東町1-1）

(5) 入札日時及び場所

〔入札場所〕長崎県交通局 本局3階 第1研修室

〔入札日時〕令和7年2月26日 午後1時30分

【注意事項】

開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に2の（1）の部局へ確認すること。なお、入札執行回数は3回とする。

(6) 入札書の記載方法

ア 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係わる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（消費税及び地方消費税を含まない金額）を入札書に記載すること。

ウ 入札金額（首標数字）は訂正することができないこと。

エ 入札書の提出後は、書き換え、引き換え又は撤回することができないこと。

オ 入札者が代理人である場合は、入札書には代理人の記名押印が必要であること。なお、この場合は必ず『入札委任状』を提出すること。

【注意事項】

- ・ 入札書は、封かんのうえ封筒に会社名及び入札物件名を記入して提出して下さい。
- ・ 入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑を訂正箇所に押印して下さい。
- ・ 誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意して下さい。
- ・ 入札書の宛名は「長崎県交通局長 太田 彰幸」宛として下さい。

(7) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

(ア) 入札保証金等は、開札日の前日までに提出すること。

(イ) 見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金が免除されるものとする。

- ・ 保険会社との間に長崎県交通局を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- ・ 開札日の前日から前々年度までの間において、長崎県交通局若しくは国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2件以上締結し、その内容を証明するものを提出する場合

【注意事項】

- ・ 入札保証保険期間の終期は、入札日から起算して7日目として下さい。

イ 契約保証金

(ア) 契約保証金等は、契約書と同時に提出すること。

(イ) 契約金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の10以上の金額を納付すること。

ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除されるものとする。

- ・ 保険会社との間に長崎県交通局を被保険者とする履行保証保険を締結したとき。
- ・ 開札日の前日から前々年度までの間において、長崎県交通局若しくは国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するものを提出する場合

(8) 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

(9) 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、下記のアからキにより無効となった者は再度の入札に加わることはできない。

- ア 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- イ 入札者が法令の規定に違反したとき。
- ウ 入札者が連合して入札したとき。
- エ 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

- オ 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- カ 指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- キ 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- ク 所定の額の入札保証金を納入しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
- ケ 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- コ 入札書に入札金額又は入札者名の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。
- サ 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- シ 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- ス その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

(10) 落札者の決定方法

- ア 長崎県交通局契約事務規程（昭和47年交通局企業管理規程第10号）第7条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、最低制限価格は設定しない。
- イ 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- ウ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- エ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

【注意事項】

- ・ 第一回目の開札で落札者が決定しない場合、入札者の立ち会いのもとに、その場で、再度、再々度入札を行う予定ですので、入札書の余部を持参願います。
- ・ 再度の入札に参加できる者は、第一回目の入札で失格になった者を除いた者のうち、開札に立ち会った入札参加者に限ります。

(11) 契約書の作成等

- ア 落札通知を受けた日から7日以内に契約締結ができるよう手続きを行い、契約書を提出すること。
- イ この調達契約は、世界貿易機構（WTO）協定に揚げる「政府調達に関する協定」の適用を受けるものではない。
- ウ その他入札及び契約に関する事項については、長崎県交通局契約事務規程の定めるところによるものであること。

(12) 競争入札の参加資格

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

イ 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として交通局長が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

ウ 諫早ターミナル守衛業務委託に関する令和7年2月5日付けの競争入札の参加者の資格等に示した入札の参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。

エ この公告の日から開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

オ この公告の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

2 その他

(1) 当該契約事務に関する担当部局

〔住所〕〒850-0043 長崎市八千代町3-1

〔名称〕長崎県交通局 管理部 総務課（総務班）

〔電話〕095-822-5141

(2) 入札資格審査を得るための申請方法等

ア 申請の時期は、この入札に関する公告の日から令和7年2月19日までとする。

イ 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

2の(1)の部局

諫早ターミナル守衛業務仕様書

- (1) 業務名 諫早ターミナル守衛業務
(2) 守衛場所 諫早ターミナル (諫早市永昌東町 1-1 iisa 内)
(3) 委託期間 令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日
(4) 履行時間 午前の部 ①午前 6 時～午前 8 時
午後の部 ②午後 5 時 3 0 分～午後 9 時 3 0 分
(5) 業務内容
① 午前の部

6:00	1. 警報装置(機械警備)を解除する。 2. 正面入口ドアを開錠する。 3. 各設備(照明・券売機・広告灯・空調機等)の電源を入れる。 4. 駅側シャッターを上げる。 5. 忘れもの、不審物の点検を含め、待合所、公共交通広場を巡回する。 (不審物があった場合は、関係職員・警察署等へ通報する。 6. 公共交通広場のゴミ拾いや汚れた箇所の簡易な清掃をする。 7. 業務報告書及び日誌を記入する。 8. 事務所の施錠をする。
8:00	9. 事務所の警報装置(機械警備)を警戒状態にセットする。

② 午後の部

17:30	1. 職員と引継ぎを行う。 2. 忘れもの、不審物の点検を含め待合所を巡回する。 (不審物があった場合は、関係職員・警察署等へ通報する。) 3. 公共交通広場の巡回を 1 時間に 1 回程度の間隔で行う。 4. 公共交通広場のゴミ拾いや汚れた箇所の清掃をする。
20:55	5. 正面入口ドアを施錠、駅側シャッターを降ろす。 6. 各設備(照明・券売機・広告灯・空調機等)の電源を切る。
21:00	7. ターミナル内の消灯及び施錠を行う。 8. 公共交通広場の巡回を行う。 9. 業務報告書及び日誌を記入する。
21:30	10. 事務所と待合室の警報装置(機械警備)を警戒状態にセットする。

(6) 業務執行時の注意事項

- ① 業務時間を厳守し、やむを得ない場合を除き勤務場所を離れてはならない。
② 施錠及び火気などについては、特に厳重な注意を払うこと。
③ 鍵の保管を厳重に行うこと。
④ 守衛業務に従事する職員は、業務従事中、**長崎県公安委員会に届出をした**服装を着用するとともに、身分証明書を携行し、常に容姿を正しく規律を遵守しなければならない。

(7) 報告書の提出

日誌記入のほかに、業務報告書（毎月1回）を、諫早ターミナル長を経由して諫早営業所長へ提出すること。（当日の係員が記入及び押印したもの）

(8) 緊急時の連絡

迅速に諫早ターミナル長又は諫早営業所長へ連絡のうえ、日誌に対応状況を記録すること。

(9) その他

- ① 受託者は、守衛業務に従事する職員に対して、接遇、その他当該業務の遂行に必要な事項について指導教育を実施し、当該業務の円滑な遂行に努めなければならない。
- ② 本業務に携わる者は、業務を遂行する上で知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。契約を終了あるいは解除した後においても同様とする。
- ③ 業務委託完了後における次の受注業者への引継ぎも本業務の範囲内とする。
- ④ この仕様書に定めのない事項、またはこの仕様書の事項について疑義が生じた場合は必要に応じて双方協議の上定めるものとする。
- ⑤ 本仕様書は業務の大要を示すものであり、本仕様書に定めのない事項であっても、現場の状況に応じて、業務上必要と認める作業については、委託金額の範囲内で実施するものとする。

入札書

令和 年 月 日

長崎県交通局長 太田 彰幸 様

所在地

商号又は名称

代表者名

印

(代理人による入札の場合は) 代理人氏名

印

下記業務について、下記金額をもって入札します。

記

¥

(消費税及び地方消費税は含まない)

- 業務名 諫早ターミナル守衛業務
- 履行期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日

- 備考
- 入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の100/110に相当する金額を記載すること。
 - 金額は、アラビア数字を用い、訂正又はまっ消することはできない。
 - 入札者が代理人である場合は、委任状の提出並びに入札書に代理人の記名押印が必要であること。
 - 契約に関する事項については、長崎県交通局契約事務規定及び入札説明書の定めるところによる。

入札用封筒記入例

表

業務名：諫早ターミナル守衛業務

入札書

会社名 _____

代表者 _____

備考 1 封筒の大きさは標準規格長3を使用すること。

委任状

令和 年 月 日

長崎県交通局長 太田 彰幸 様

委任者 所在地

商号又は名称

代表者名 印

今般下記の者を代理人として定め、次の権限を委任します。

代理人住所

氏名 印

(委任事項)

諫早ターミナル守衛業務の入札及び見積に関する一切の権限

(注) 代理人が押す印鑑は、必ず入札書に使用する印鑑と同一のものとする。